



「スポーツ公園」エンジョイラン2016

飲食・物販ブース出店募集要項

主催：公益財団法人 新潟県都市緑花センター、UX新潟テレビ21
株式会社サンライズプロモーション北陸

共催：株式会社ローソンHMVエンタテイメント

1. 実施要項

- 大会名称 「スポーツ公園」エンジョイラン2016
- コンセプト Enjoy RUN Enjoy NIIGATA ～楽しみながら走ろう～
- 趣 旨 豊かな緑と色とりどりの花々に囲まれた新潟県スポーツ公園を舞台に、「人」「自然」「安全・安心」にふれていただきながら、県民の皆様から新しいかたちで公園を楽しんでいただき、「楽しさ」や「感動」を感じていただくとともに、この大会の魅力を全国に発信することで、地域の活性化や新潟の新たな魅力づくりにつなげることを目的としています。
今回は、アルビレックス新潟のホームスタジアムである「デンカビッグスワンスタジアム」のグラウンドを駆け抜けられる魅力いっぱいの大会です。
- 開催日時 平成28年10月2日（日） 午前9時～午後4時
- 開催場所 新潟県スポーツ公園《新潟県立鳥屋野潟公園》
- 主催 公益財団法人新潟県都市緑花センター、U×新潟テレビ21
株式会社サンライズプロモーション北陸
- 共 催 株式会社ローソンHMVエンタテイメント
- 後 援 新潟県、新潟県教育委員会、公益社団法人新潟県観光協会
（予定） 公益財団法人新潟県体育協会、一般財団法人新潟陸上競技協会
一般社団法人新潟県レクリエーション協会
一般社団法人新潟県公園緑地建設業協会、新潟市南商工振興会
新潟日报社、FM PORT 79.0、月刊にいがた Pas magazine、月刊新潟 Komachi
【順不同】
- 協 力 学校法人新潟総合学院・国際総合学園、株式会社アルビレックス新潟
（予定） アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ（新潟県スポーツ公園指定管理者）、新潟県警察、新潟市消防局、防衛省自衛隊新潟地方協力本部
新潟市水道局、新潟県菓子工業組合、新発田中央高等学校
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター、エフエムラジオ新潟
【順不同】

■来場予想 15,000人《うちマラソン大会参加者2,000人》

■入場料 無料

2. 開催イベント

■「スポーツ公園」エンジョイラン2016

開催日：10月2日（日）

参加者2,000名のマラソン大会（リレー形式）が午前9時にスタートし、午後3時に終了いたします。

エンジョイラン参加者や応援される関係者、公園を利用される皆様から一日中楽しんでいただくため、スポーツグッズの展示販売、スイーツ・グルメ販売、新潟特産野菜直売、マッサージ体験、体力・血圧測定、ストレッチ指導、緑化市など、“スポーツ”“健康”“自然”“食”“遊び”を楽しめるイベントを開催します。

3. 出店募集要項

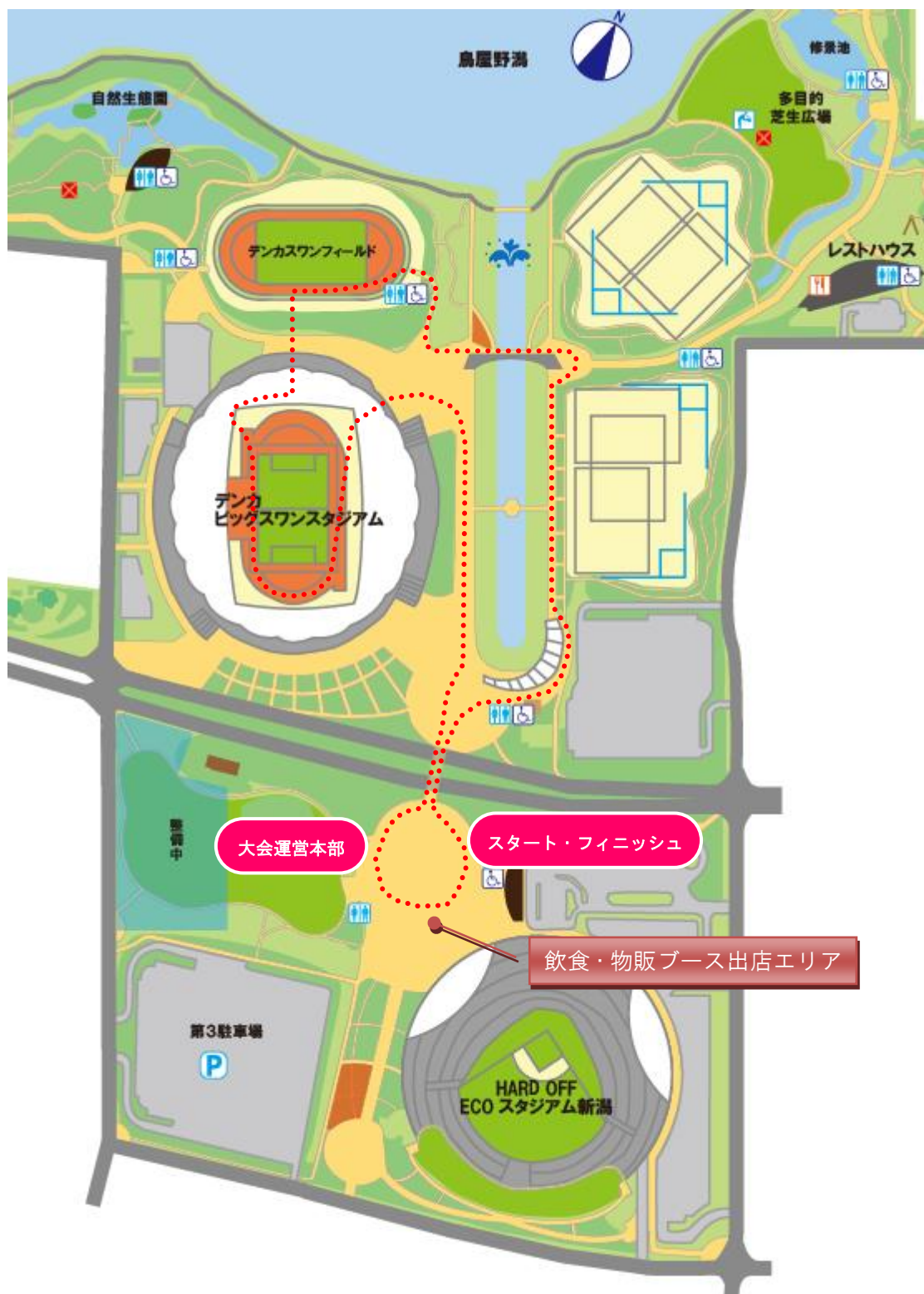
■応募資格

日本国内で営業されている法人又は個人事業者

■会場案内図



■会場使用計画《予定》



■出店決定及びエリア内配置

出店の可否及びエリア内の配置は主催者にて決定し、出店者会議で提示いたします。

■ブース種類

ブース分類		移動販売車ブース 《飲食》	物販・サービス 提供ブース
募集店舗数		10 店舗程度	5 店舗程度
ブース大きさ		10 m ² 程度	
出店料		—	
販売手数料		売上金額の 20%	
ブース内設備		—	
オプション	テント 1 張 [3.6m×2.7m]	10,800 円 [税込]	
	長机 2 本・イス 4 脚	3,240 円 [税込]	

※カテゴリー毎での募集は行いませんので、出店者のメニューが重なる場合があります。出店者及び販売メニューは「出店者会議」でお知らせしますので、その場で調整いただくとは可能とします。

■営業時間

午前9時～午後4時まで。

※午前8時以降、各店舗の準備が整い次第、営業は可能です。

※営業終了時間は、状況により変更（短縮・延長など）する場合があります。

■搬入・搬出について

- 1) 搬入時間は午前8時までとなります。
ただし、スタジアム及び公園内への車両乗り入れは午前7時30分までとなります。
- 2) 搬出時間は午後4時以降となります。
- 3) 搬入・搬出に伴う動線（車両含む）及び駐車場は主催者の指示に従っていただくようお願いいたします。なお、駐車台数は出店1団体につき、2台までといたします。
- 4) 公園内での車両走行は時速10km以下、ハザードランプを点灯し、来園者等には十分ご注意ください、安全に配慮して運転してください。

■食品の取り扱いについて

- 1) 飲食の出店につきましては、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、原則、出店者の方で対応をお願いします。
- 2) 衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手等の消毒をお願いします。

■飲食物等の販売及び飲酒について

- 1) 飲食物等を販売する場合は、主催者が事前に承認したものに限りませう。
なお、承認内容に反する方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- 2) 出店者の会場内における飲酒は禁止します。
- 3) 酒類を販売する場合は、以下の条件を満たしてください。
 - ①飲酒運転防止の啓発ポスター等を啓示してください。
 - ②未成年と思われる方には年齢を聞き、年齢を確認できない場合は販売しないでください。

■出店の条件

- 1) 飲食物を提供する出店者は以下の関係書類の提出（記載）をお願いします。
 - ①営業許可証《日本の公的機関が発行したもの》の写し1部
 - ②食品衛生法等に基づく許認可（届出等）の写し1部
 - ③取扱品目・金額
- 2) 物販ブース出店者は以下の関係書類の提出（記載）をお願いします。
 - ①食品衛生法等に基づく許認可（届出等）がある場合は許可証の写し
 - ②取扱品目・金額
- 3) 出店者は主催者が用意する「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を出店者会議の際に主催者に必ず提出してください。
- 4) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理など）を遵守してください。
- 5) 主催者が開催する出店者会議に必ず出席してください。
- 6) スポーツ公園エンジョイランにふさわしくない出店は受理いたしません。なお、その可否決定は主催者が行います。予めご了承ください。

【出店を受理できない例】

- ①政治性及び宗教性のある企業等
- ②法令又は条例の規定に違反し、又は違反する恐れがある企業等
- ③風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業法と規定される企業等
- ④風俗営業と類似する企業等
- ⑤法律に定めのない医療類似行為を行う企業等
- ⑥行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業等
- ⑦新潟県暴力団排除条例に規定する者が活動する企業等
- ⑧大会の円滑な運営に支障を来たす、又は来たす恐れのある企業等

■会場の清掃等について

- 1) 出店エリアの床面はコンクリート等で舗装されています。床面へのカーペット等の敷設は行いませんので、現状のまま利用してください。
床面等、施設を汚損した場合は、出店者の責任において清掃を実施してください。
なお、清掃が実施されていない場合や施設等の破損があった場合は、現状復帰に係わる経費等実費を請求させていただくことがあります。
- 2) 会場内にゴミ箱は設置しませんので、飲食・物販ブースで発生したゴミ及び購入者から発生した残飯等については、出店者の責任において公園外で適切に処理して下さい。
- 3) 営業終了後にブース内及び周辺の清掃を実施してください。

■その他

- 1) 現金その他持ち込み物品の管理は出店者で行ってください。
会場での紛失・盗難・破損等について、主催者は一切の責任を負いません。
- 2) 給排水設備はありませんので、同設備が必要な場合は各出店者でご用意ください。
- 3) 出店者でグリストラップを用意される場合を除き、油脂類を排水設備へ流すことはできません。
- 4) 電源はありませんので、電力が必要な場合は各出店者で発電機を持ち込んで下さい。
- 5) 荒天の場合を除き、雨天決行とします。
- 6) 新潟県スポーツ公園指定管理者から通知されている別紙「飲食売店出店・設営についての順守事項」も厳守してください。

(別紙)

出店・設営者各位

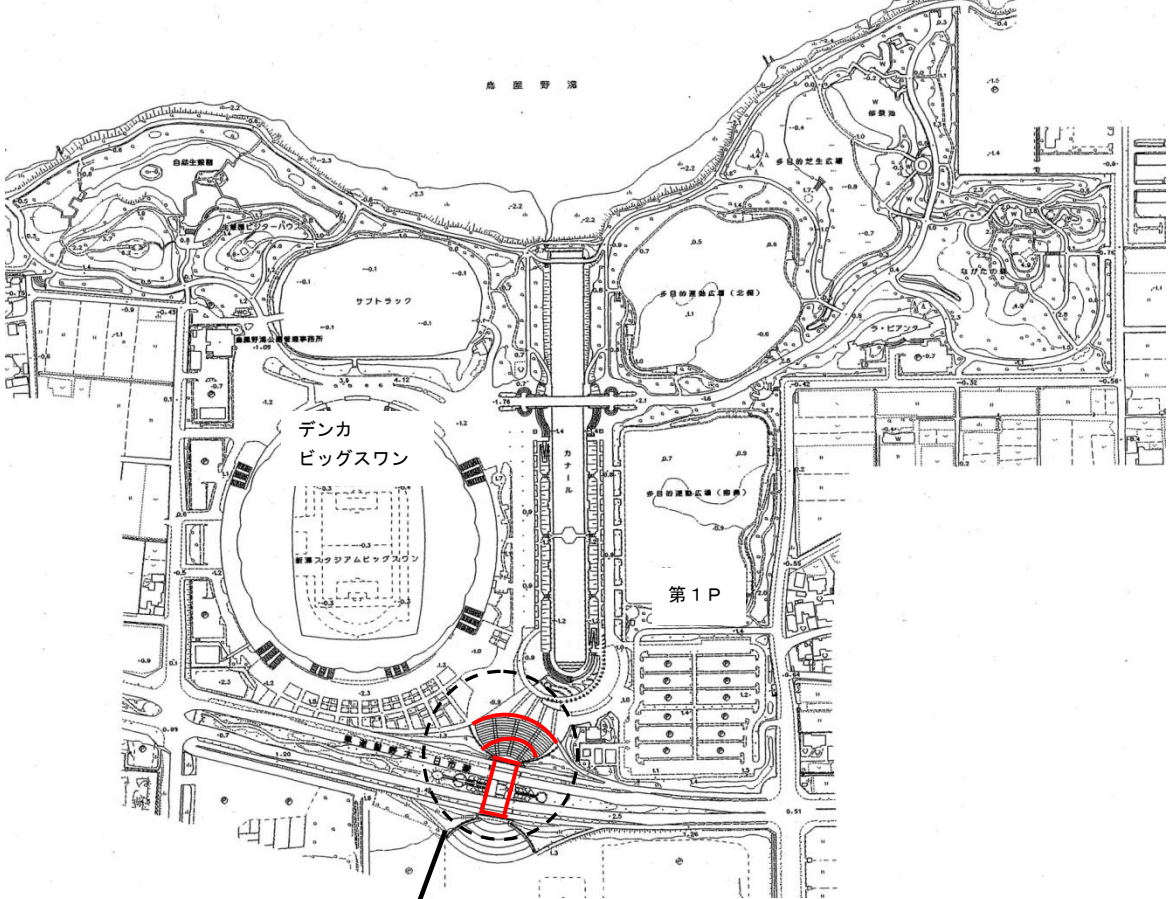
新潟県スポーツ公園 指定管理者
鳥屋野潟スポーツ公園事務所
所長 松岡 徹

飲食売店出店・設営についての順守事項

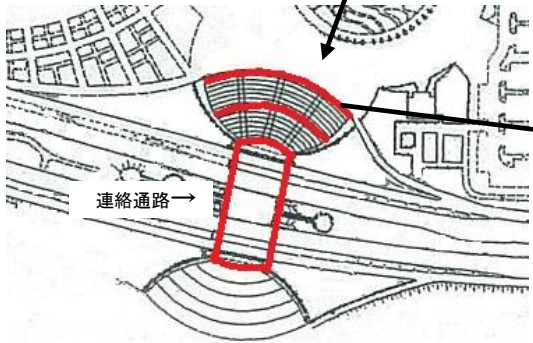
■来園者の安全確保および公園施設保護のため、下記事項を順守いただくようお願いします。

1. つまづき、転倒防止のため、電気配線コード、水道ホース類の養生をお願いします。
2. 床面はシートで養生をしてください。
※出店場所の汚れや破損などは現状復帰をお願いします。
3. コンセントを使用する際は、いたずら・危険防止のためコンセント盤の扉を必ず閉めてください。
4. 発電機を使用する際は、発電機の下に板等で養生をしてください。燃料は発電機から距離をとり安全確保に努めてください。
5. 油、残り物等の汚水は廃棄できません。また、園内の水飲み場、手洗い場での洗い物は禁止です。
6. 氷を芝生や植込み地、園路へ廃棄することは禁止です。持ち帰り、または細かく砕き目立たない場所の側溝への廃棄は可能です。
7. ゴミはお持ち帰りください。また、集積ゴミが散乱などしないよう適正に管理をお願いします。
8. 園内への車両乗入時は、車両乗入許可書を搭載の上、10km以下の徐行及びハザードランプ点灯を厳守し、歩行者優先で走行してください。
9. 車両の駐停車、及び設営時の禁止エリアについては次項をご確認ください。

設営、車両駐停車など禁止エリア



↑
ビッグスワン



赤線部分の側溝

赤線部分：駐停車、設営禁止箇所
上記赤線部は荷重に耐えられない構造のため、重量物は置かないでください。

4. 申込書の提出に関して

■申し込み先

出店申し込みに関しては、必要事項を別紙の飲食・物販ブース出店応募用紙にご記入の上、お申し込みください。

FAX の場合

025-257-8766

※件名は「エンジョイラン 飲食・物販ブース出店希望」としてください。
※送信後、お手数ですが必ず確認のお電話をお願いいたします。

E-mail の場合

enjoy-run@greenery-niigata.or.jp

※件名は「エンジョイラン 飲食・物販ブース出店希望」としてください。

電話でのお問い合わせ

025-286-1108

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

■応募締め切り

平成28年8月31日（水） 応募用紙必着
※定数になり次第終了いたします。

■出店者会議

日時：平成28年9月16日（金）午後2時から《予定》
場所：ハードオフエコスタジアム新潟 会議室1（新潟市中央区長潟570番地）
※出店者会議には必ずご出席ください。

■出店料支払い方法

販売手数料は主催者で用意した様式により営業終了後に報告し、売上金額に応じた手数料20%を現金で徴収いたします。
出店者は必ず、営業終了後に「大会運営本部」で手数料をお支払いください。
なお、領収書の宛名は別紙「飲食・物販ブース出店応募用紙」に記載された出店企業名とさせていただきます。

『スポーツ公園』エンジョイラン 2016 飲食・物販ブース出店応募用紙

■ 応募締め切りは、平成28年8月31日（水）必着となります。

フリガナ 出店企業名	様	電話番号	()
		FAX番号	()
フリガナ 代表者名	様	ご担当者氏名 (当日責任者)	様
		携帯電話 (当日連絡先)	()
住所	〒 -	E-mail	@
		ブース分類	1. 移動販売車ブース 2. 物販・サービス提供ブース
		ガス持ち込み	<input type="checkbox"/> 有 (kg) <input type="checkbox"/> 無
オプション	<input type="checkbox"/> テント：10,800円 <input type="checkbox"/> 長机・イス：3,240円		
メニュー ・ 販売品目	①	販売単価：	円/食・個
	②	販売単価：	円/食・個
	③	販売単価：	円/食・個
	④	販売単価：	円/食・個
	⑤	販売単価：	円/食・個
	⑥	販売単価：	円/食・個
	⑦	販売単価：	円/食・個
	⑧	販売単価：	円/食・個
	⑨	販売単価：	円/食・個
	⑩	販売単価：	円/食・個
	⑪	販売単価：	円/食・個
※欄が不足の場合は本用紙をコピーの上、ご記入ください。			
駐車車両	車両番号①：	車両番号②：	

《応募用紙 送付先及び問い合わせ先》

公益財団法人新潟県都市緑花センター 〒950-0933 新潟市中央区清五郎 58 番地
[TEL: 025-286-1108](tel:025-286-1108) / FAX: 025-257-8766 / E-mail : enjoy-run@greenery-niigata.or.jp

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書

私及び使用人（以下「私たち」という。）はスポーツ公園エンジョイラン2016（以下「エンジョイラン」という。）に出店するにあたり、下記の事項について理解し遵守することを確約します。

また、「1」の各号への該当や「2」の各号の行為の調査のため、警察などの関係機関に求められた場合、私たちの情報を提供することに同意します。

記

1 私たちは、エンジョイランに出店するための公益財団法人新潟県都市緑花センター（以下「センター」という。）への届出に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）
- (3) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が経営等を支配し、若しくは関与していることが明らかな者
- (4) 暴力団、暴力団員又は密接関係者と同一生計にある者
- (5) 暴力団、暴力団員又は密接関係者が関与している団体等に加わっていることが明らかな者
- (6) その他前各号に準ずる者

2 私たちは、センターが指定する場所及び日時内に出店するものとし、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを表明・確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてセンターの信用を毀損し、またはエンジョイランの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 私たちは、上記「1」及び「2」のそれぞれの表明・確約に反したことが判明した場合は、直ちに出店を取りやめます。

4 私たちは、「3」のとおり、出店を取りやめたことにより生じた損害については、センターに損害の賠償ないし補償は追及せず、私の責任においてその損害を補償するものとします。

平成 年 月 日

住所

出店企業名

代表者名

印